

## 議案第66号

### 令和3年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について

#### 学校教育課

#### 1 基本方針

学校教育の充実と教育水準の向上を期するため、鳥取県教育委員会の方針に則り、広く全市的立場に立ち、次の方針によって人事異動を行う。

- (1) 新陳代謝を促進し、優秀かつ有能な人材の登用と抜擢に努める。
- (2) 学校間の格差が生じないよう広く人事交流を行うとともに、学校種間の交流に努めることにより、教職員の適正な配置に努める。
- (3) 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して、人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。

議案第 67 号

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教育長に対する事務の委任）</p> <p>第1条 米子市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を米子市教育委員会教育長（次条において「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律<u>第27条及び第29条</u>に規定する意見の申出に関すること。</p> <p>(7)～(15) [省略]</p>	<p>（教育長に対する事務の委任）</p> <p>第1条 米子市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を米子市教育委員会教育長（次条において「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。</p> <p>(7)～(15) [省略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を 改正する規則

### (改正理由)

令和4年4月1日付けで米子市立幼保連携型認定こども園が新たに設置されることに伴い、教育長に対する事務の委任に関し、所要の整備を行おうとするものです。

### (改正内容)

- 1 教育長に委任する事務から除く事項に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する意見の申出に関すること。」を加えることとする。(第1条第6号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとする。

### (参考事項)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第6号の規定により、「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)第27条に規定する意見の申出に関すること。」は、教育長に委任することができないこととされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する意見の申出は、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関するものであり、これまでは本市が設置する幼保連携型認定こども園がなかったため、教育長に委任する事務から除く事項に当該意見の申出に関することを定める必要がなかったが、この度、米子市立幼保連携型認定こども園が新たに設置されることに伴い、教育長に委任する事務から除く事項に当該意見の申出に関することを新たに加える必要が生じた。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

##### 第25条(事務の委任等)

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) [省略]

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3・4 [省略]

##### 第27条(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園

も園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(関係法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

議案第68号

米子市立尚徳小学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和3年米子市教育委員会規則第4号）第8条の規定により、米子市立尚徳小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和3年12月21日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

氏名	所属等	備考
鷺見道子	前学校評議員	新任
寺井里香	前学校評議員	〃
小原幸照	尚徳小PTA会長	〃
大塚好奈	尚徳小PTA副会長	〃
諸田和平	地域学校協働活動推進員	〃
小原美由紀	ベアーズ園長	〃
陶山睦子	キッズタウンさくら園長	〃
金川朋史	尚徳中学校長	〃
河上裕	尚徳小学校長	〃
荒木達夫	尚徳小学校教頭	〃
三代早苗	尚徳小学校教諭CS担当	〃
武本和之	尚徳公民館長	〃
須山耕市	永江公民館長	〃
岩田宰子	前学校評議員	〃

議案第69号

米子市立五千石小学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和3年米子市教育委員会規則第4号）第8条の規定により、米子市立五千石小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和3年12月21日

米子市教育委員会

- 委員の任期 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- 委員の氏名、所属等

氏名	所属等	備考
湯原剛文	五千石公民館長	新任
内田正志	元小学校長	〃
戸田隆雄	五千石地区自治連合会長	〃
三澤充男	五千石公民館運営委員長	〃
生田仁史	五千石地区民生児童委員協議会長	〃
生田誠二	五千石地区青少年育成会長	〃
生田広実	五千石地区社会福祉協議会長	〃
緒形誠	五千石地区子ども会育成会代表	〃
橋本健一	五千石小PTA会長	〃
高田喜代美	地域学校協働活動推進員	〃
足立嘉子	五千石保育園長	〃
桐谷朋子	東みずほ幼稚園長	〃
金川朋史	尚徳中学校長	〃
戸谷讓司	五千石小学校長	〃
頼田敬子	五千石小学校教頭	〃
後藤淳子	五千石小学校教諭CS担当	〃



議案第70号

米子市立成実小学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和3年米子市教育委員会規則第4号）第8条の規定により、米子市立成実小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和3年12月21日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

氏名	所属等	備考
脇坂喜啓	成実地区自治連合会長	新任
長谷川義雄	成実地区民生児童委員協議会長	〃
近藤照秋	成実地区人同推協会長	〃
生田久巳	児童活動の支援者	〃
坪倉和宏	交通安全協会成実支部長	〃
福岡利夫	成実地区青少年育成会長	〃
音田大志	成実地区子ども会育成会長	〃
齋木崇	成実小PTA会長	〃
三村弘子	地域学校協働活動推進員	〃
高橋真一	弁護士	〃
森本繁	成実小学校長	〃
速水道弘	成実小学校教頭	〃
原智子	成実小学校教諭CS担当	〃
足羽輝美	成実公民館長	〃
金川朋史	尚徳中学校長	〃
矢田貝利江子	成実保育園長	〃

議案第71号

米子市立尚徳中学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和3年米子市教育委員会規則第4号）第8条の規定により、米子市立尚徳中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和3年12月21日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

氏名	所属等	備考
武本和之	尚徳公民館長	新任
須山耕市	永江公民館長	〃
足羽輝美	成実公民館長	〃
湯原剛文	五千石公民館長	〃
福島雄三	尚風会会長	〃
中田薫	尚風会副会長	〃
藤本千代美	地域有識者	〃
西村直隆	前尚徳中PTA会長	〃
野村朋昭	尚徳中PTA会長	〃
金川朋史	尚徳中学校長	〃
奥田和弘	尚徳中学校教頭	〃

議案第 7 2 号

米子市淀江中学校区学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和 3 年米子市教育委員会規則第 4 号）第 8 条の規定により、米子市淀江中学校区学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 2 委員の氏名、所属等 別紙のとおり

## 別紙

## 米子市淀江中学校区学校運営協議会委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
土 江 紀 行	淀江小学校長	新 任
宇 城 明	淀江中学校長	〃
青 山 辰 熊	淀江小学校教諭 C S 担当	〃
福 谷 直 樹	淀江中学校教諭 C S 担当	〃
湯 浅 隆 司	地域学校協働活動推進員	〃
足 立 英 市	地域学校協働活動推進員	〃
丹 羽 久 雄	大和公民館長	〃
勝 部 和 恵	淀江保育園長	〃
森 田 行 則	淀江小 P T A 会長	〃
加 藤 寛 史	淀江中 P T A 会長	〃
山 内 右 二	宇田川地区自治連合会長	〃
前 田 憲 二	大和地区人同推協会長	〃
吉 岡 正 博	淀江地区青少年育成会長	〃
加 藤 雅 夫	元米子消防署長	〃
國 頭 徹 夫	淀江公民館長	〃
谷 野 敏 史	宇田川公民館長	〃
山 根 正 敬	元鳥取県職員	〃
秋 藤 寿 樹	前米子市小中 P T A 連合会長	〃
王 島 茂	元米子市淀江支所長	〃
奥 田 晃 巳	米子市職員	〃